

◆第101号議案 指定管理者の指定の件（（仮称）箕面市立船場図書館）

第101号議案 指定管理者の指定の件（（仮称）箕面市立船場図書館）について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、2021年4月1日に開設する（仮称）箕面市立船場図書館の管理運営について、指定管理者制度により、国立大学法人大阪大学を指定する、というものです。

そもそも萱野南図書館を廃止して、あらたに船場東に新設される（仮称）箕面市立船場図書館は、北大阪急行線の延伸により、大阪大学外国語学部の箕面栗生間谷キャンパスが、船場の新駅前に移転することに伴うものです。

1階は書庫なので、箕面市・大阪大学の蔵書が収まります。2階には箕面市の蔵書とともにカフェコーナーが設置され、3階・4階には大阪大学の蔵書と、グループ学習室、AVライブラリー、AVコモンズ、ラーニング・コモンズ、閲覧個室等が設置される予定です。ラーニング・コモンズとは学生の学習支援を意図して大学図書館に設けられた場所や施設のことを指します。市の蔵書は11万冊、大阪大学は60万冊ということで、約85%が大阪大学の蔵書です。

2016年に箕面市と大阪大学が交わした合意書のなかに、図書館と文化交流施設は箕面市が整備し、その管理運営は大阪大学が無償で請け負うという項目があり、本議案が提案されています。

さて、今回の議案では、管理期間は、2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間となっています。その理由は、大阪大学が今回初めて行う取組みなので、実際に指定管理を行うなかで、課題や整理するべきことが出てくる可能性があるからだ、というのが市の説明でした。5年間の過程で、委託内容の見直し等の必要性があるかもしれない、ということになります。

5年間管理運営をおこなった結果、何かの課題が見つかった場合、またその課題の解決が困難になった場合でも、指定管理者として大阪大学と随意契約することが予め決まっているという、不可解な取り決めになっています。

これは、大阪大学ありき、というのが先行していて、どのような業務をどのような体制で担うのか、というところの事前の精査が不十分であることを示しています。

さて、「（仮称）箕面市立船場図書館の管理運営に係る協定書」の第5条には、業務の範囲が定められ、国立大学法人法第22条第1項各号に掲げる業務の範囲内に限る、という但し書きが記載されています。この内容は、学生に対する修学、進路、健康等に関する相談、大学法人以外からの委託を受け、または共同して行う研究の実施や教育研究活動、公開講座の開設、学生以外への学習機会の提供、研究成果の普及等となっています。さらに、図書館に所蔵される大阪大学の図書やDVD等の図書館資料については、大阪大学の教育研究を妨げない範囲で、市民の利用に供するものとする、とあります。

また、図書館の開設時間について、大阪大学が授業を行っている期間の平日のみに限って9時までとなっており、月曜日も開設されるという点と併せて、市民の利便性が向上するのです。一定の評価ができますが、これも別の角度からみれば阪大生に合わせたサービス体制といえます。

つまり、市立図書館でありながら、実態としてはほとんど阪大図書館であり、管理運営においても大阪大学の学生が優先される部分が多いようです。

さらに、管理運営について、図書館協議会に諮ることなく、この議案が提案されたことは納得がいきません。市教育委員会は、これまで、運営の具体については、図書館協議会で審議される、との説明でしたが、本年8月末に開催された第1回図書館協議会では、整備の概要が報告されただけであり、指定管理にかかる仕様書すら提示されず、また運営等に関して議案として掲げた審議は行われていません。

図書館法第14条には、図書館協議会は図書館の運営に対し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。とあります。中央図書館の館長は、指定管理者の指定に関し、運営業務に関する図書館協議会への諮問を怠り、かつ、図書館協議会が館長に意見を述べるができるように、委託の内容を示した仕様書や要求水準書を提供する、といった情報提供も行っていません。

市民や専門家の声を聴かずに管理運営方針が決まり、具体的な内容については、今後の協議ということで、私たち議会さえ精査できない状態になっています。

また、協定書には事業計画書に従って業務を実施することなどのほか、箕面市による業務実施状況の確認、改善指示などが盛り込まれていますが、スタッフの体制や、レファレンスがしっかり行えるための研修体制など肝心な内容については、今後の協議となっています。

2012年12月に文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正しました。その中で、市町村立図書館のサービスについて、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援する、地域の課題に対応したサービスの実施について明記しています。また、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携をはかりながら、児童・青少年、高齢者、障害者、乳幼児やその保護者等へのサービスを具体的に挙げています。

さらに職員の配置については、市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めることや、職員の職務の重要性にかんがみ、資質・能力の向上を図る観点から、関係機関等との人事交流に努めることのほか、継続的・計画的な研修の実施等に努めることを定めています。

また、公益社団法人日本図書館協会は、2016年に公立図書館の指定管理者制度の導入について、「公立図書館は、図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないため、指定管理者側の事業収益が見込めず、経済的な利益を期待することが困難である。このため、人件費を抑えざるを得ない構造上の事情から不安定な雇用状況であることを指摘したうえで、公正で安定した管理運営を行い、サービスを維持・向上させることができる物的能力、人的能力を確保することは、地方自治体の責務である」と指摘しています。

私は大阪大学の図書館職員の能力が劣るとはまったく考えていません。大学図書館と市立図書館は、本の貸し出し業務という点では大きく変わらないでしょう。しかし、大学図書館には主に学部学生や大学院生に対する学問的な専門性が求められるのに対し、市立図書館は個々の市民に寄り添った多様な読書相談等のレファレンスサービスや蔵書資料の把握、地域の事情に精通し対応できることや、市民協働の取組み等が求められます。したがって、司書等の役割も異なる部分が多く、市立図書館司書としての人員確保や、育成

のための十分な研修体制が確保されねばなりません。残念ながら、大阪大学側のそのような体制および財源がどのように担保されるのかについて、市教委からの説明は得られませんでした。

以上、本議案は、箕面市が市立図書館の管理運営について初めて指定管理者制度に転換し、指定するというものです。我々議員は非常に重要な判断を求められているわけですが、現状では、ただいま述べてまいりましたように、種々の課題と、判断に足る情報が不足しているため、本議案には賛成しかねることを表明し、私の討論といたします。